

南魚沼市産後ケア事業のご案内（宿泊型・日帰り型）

産後ケア事業とは、「家族からサポートを得ることが難しく、身体を休められない」「授乳や育児がうまくいかない」などお母さんの心身の回復を助けること、授乳や赤ちゃんのお世話で不安のあるお母さんをサポートする事業です。産後のお母さんと赤ちゃんが利用でき、宿泊型・日帰り型・訪問型があります。（訪問型は別紙案内）

《利用できる方》

①～③すべてに当てはまる産後3か月までのお母さんとその赤ちゃん（2か月を過ぎた場合の宿泊型は夜間、母子同室になる場合があります）。

- ① 南魚沼市に住民登録のある方
- ② 母体の回復や、育児に不安がある方
- ③ ご家族などから家事、育児等の援助が受けられない方

※ 病気やケガで治療が必要な方や感染症（インフルエンザ等）の疑いがある方は、利用できない場合があります。

《委託医療機関》

たかき医院 電話：025-758-2361
十日町市馬場丙 1550 番地 1



《産後ケアの主な内容》

- ・ お母さんの健康管理、乳房ケア、生活面の指導
- ・ 赤ちゃんの発育状態のチェック
- ・ 授乳、沐浴等の育児指導、育児相談

《利用期間・料金》

利用区分	利用期間等	1日あたりの利用料 [※]
宿泊型	1泊2日あたり3食付。 午前9時～翌日午後5時	市県民税課税世帯 3,000円 市県民税非課税世帯 無料 生活保護世帯 無料 （1泊2日＝1日利用料×2日）
日帰り型	日帰りで昼食付。 午前9時～午後5時	
} 宿泊型と日帰り型の通算で7日以内		市県民税課税世帯 2,000円 市県民税非課税世帯 無料 生活保護世帯 無料

※ 利用料を決定するため、市が世帯の住民基本台帳および課税状況を確認させていただきます。

《利用方法》

南魚沼市役所（南分館）こども家庭サポートセンターまたは保健課にご相談のうえ申請書を提出してください。

申請・お問い合わせ
南魚沼市役所（南分館）こども家庭サポートセンター
電話 025-775-7902 FAX025-775-7905
〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1（南分館 1F）

南魚沼市産後ケア事業 申請から利用までの流れ（宿泊型・日帰り型）

1 申請

- (1)南魚沼市役所(南分館) こども家庭サポートセンター(電話025-775-7902)
または保健課の保健師(電話025-773-6811)にご相談ください。
- (2) こども家庭サポートセンター窓口へ申請にお出でください。
・委託医療機関への申し込みは、こども家庭サポートセンターが行います。

2 利用承認通知書を交付

申請書の内容を審査し、ご自宅あてに「利用承認通知書」を送ります。
ご利用の際に母子健康手帳と一緒に委託医療機関へお持ちください。

3 委託医療機関へ持ち物などを電話で確認

ご自身でも委託医療機関(たかき医院電話 025-758-2361)へ電話して、利用日時や持ち物などをご確認ください。時間の変更は、直接委託医療機関にご相談ください。

○持ち物

《共通》利用承認通知書、母子健康手帳、利用料

《日帰り型》オムツ、おしりふき、ミルクと哺乳瓶(必要な方)など

《宿泊型》

赤ちゃん: オムツ、おしりふき、ミルクと哺乳瓶(必要な方)、着替えなど

お母さん: 洗面用具、パジャマ、着替え、タオルなど宿泊に必要な物

4 産後ケア事業を利用

委託医療機関へ利用料の支払いをしてください。

5 帰宅

ご自宅へ戻られてからも、必要に応じて地区担当保健師がサポートします。
お電話でご相談ください。

申請・お問い合わせ

南魚沼市役所(南分館) こども家庭サポートセンター

電話 025-775-7902 FAX025-775-7905

〒949-6696 南魚沼市六日町 180 番地 1 (南分館 1F)